

質 疑 回 答 書

令和4年6月30日

南寝屋川公園の魅力向上に向けたマーケットサウンディング（市場調査）

No.	質 疑 内 容	回 答
1	ご参考までに駐車場の設置許可にて、機械化・有料化する場合の使用料／月額（税別）をお教えてください。	都市公園法第5条に基づく公園施設の設置又は管理に係る使用料は、本市都市公園条例に年額で定めており、現在のところ公園施設を設けて管理する場合には2,000円／㎡・年、公園施設を管理する場合には4,000円／㎡・年となっております。ただし、期間に1年未満の端数があるときは月割りで計算（1月未満の端数は、1月として計算）するものとします。 今回、使用料についてのご意見をいただきたいと考えておりますので、提案いただければ幸いです。
2	駐車場部分の図面を参考資料としてご提供ください。	駐車場部分の図面はありません。 別紙1「航空写真」をご参照ください。
3	各施設ごとの利用者数が分かればお教えてください。※過去3年、月ごとの数値を希望します。	別紙2「有料施設の利用人数」をご確認ください。
4	仮に機械化・有料化をご提案させていただく場合、寝屋川市様の想定されている割引体系（初期1時間無料等）があればお教えてください。	有料化する場合の割引体系につきましては、当該公園周辺駐車場の料金設定を踏まえ、公園利用促進等の観点から検討する必要があると考えます。

5	P-PFI 手法を用いて活性化を行った場合、建造物の増築可能面積は何㎡か？（建蔽率2%の場合と、各特例基準を満たし増築する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・建蔽率2%の場合、建築物の増築可能な建築面積は約120㎡です。（四條畷増補幹線発進立坑上屋面積を考慮済み。） ・各特例基準を満たし増築する場合、例えば、休養施設、運動施設、教養施設、公募設置管理制度による公募対象公園施設等を設置する場合に約4,800㎡（10%の上乗せ）が可能です。
6	公園内にある下水道関連の建造物は公園内の建築物として扱われるのか？	都市公園法上の公園施設としての建築物には該当しませんが、同法第4条に基づく公園施設の設置基準の建築面積には計上します。
7	現存の建物にアスベスト等の危険物質は含まれているのか？	含まれていません。
8	行政の費用負担にて、遊具やスポーツ施設等をリニューアルすることは検討可能か？	検討可能です。
9	都市公園等再編整備基本方針記載の他公園の検討の状況はどうか？（ブランディングの参考としたい）	<ul style="list-style-type: none"> ・打上川治水緑地は、令和3年度にドッグラン、バーベキュー広場を先行的、試験的に整備し、令和4年度にかけてパークマネジメントプラン策定の検討を進めているところです。 ・その他市管理施設（総合センター跡地、北部）及びアドバンスねやがわ1号館については、現在市内において検討中です。 ・また、府営寝屋川公園は、大阪府において令和5年4月からの次期指定管理者の公募中であり、引き続き大阪府と協議を行ってまいります。
10	現在の指定管理者 ・現在の指定管理者の当公園の運営組織体制とその配置人員をお教え下さい。	・南寝屋川公園、小路明和公園、まつのき公園、みどりの丘さくら公園、黒原旭町公園、友呂岐緑地、田井西公園、初本町公園、成田公園、池田1号公園、打上川治水緑地（全11公園、総面積

		<p>309,933 m²) について、平日及び土日祝等の休日における施設管理（夜間照明や有料施設を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置人員は、事務担当者7名（当該公園を含む全11公園を担当）、施設担当者1名（当該公園を含む5公園を担当）、現場作業従事者50名（当該公園を含む全11公園を担当）です。
11	<p>現在の経営状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期を含む過去3年間の当公園の収支内容をお教え下さい。 	<p>別紙3「指定管理業務の収支状況」をご確認ください。</p>
12	<p>コロナ禍の影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当公園の運営にどのような影響があったのでしょうか。 ・コロナ禍による想定外の状況に対して、市は指定管理者に対してどんなバックアップを行ったのでしょうか。 	<p>緊急事態宣言の発令に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、有料施設を閉鎖しました。このため、減収となった利用料収入に対する補償を行いました。</p>
13	<p>近隣の施設運営者との関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のイオンモール四条畷や近隣施設との連携企画があれば教えて下さい。 ・また、そのような企画を進めるための運営体制や会議体などは具体的にありのでしょうか。 	<p>これまで連携企画はありません。また、現在のところ連携を図る会議体もありません。</p>
14	<p>修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に市と指定管理者が行った修繕内容と金額、及び、今後5年間程で予想される修繕の内容と概算額をお教えください。 	<p>主な修繕内容は、公園灯修繕（LED電灯取替等）、トイレ関係修繕（自動フラッシュバルブ交換等）、遊具修繕、ベンチ修繕、グラウンドネット修繕、テニスコート修繕、高木剪定です。修繕料は、令和3年度約200万円、令和2年度約250万円、令和元年度約260万円（すべて指定管理者）です。</p>
15	<p>利用促進事業と自主事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の現指定管理者が行ってきた利用促進事業と自主事業の概要をお教え下さい。 ・閑散期（冬季）又は夜間等の賑わい 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進事業と自主事業について、ジュニアテニス教室の実施や有料施設の案内チラシ作成及び配架、ホームページの施設案内の強化、ソーシャルメディアを利用した施設利用の促進

	創出企画について、これまでの取り組み事例、また騒音や光公害など周辺への影響により実施できなかった提案についてお示してください。	を行っています。また、樹木チップ、加工品（ひょうたん等）販売などを行っています。 ・閑散期（冬季）又は夜間等の賑わい創出企画について、特に取組んだ事例はありません。
16	保険の加入 ・現在、指定管理者が公園利用者に付保している保険料額をお教え下さい。	施設賠償保険として、約15万円（令和3年度）です。
17	指定管理と Park-PFI の関係 ・指定管理エリアと Park-PFI 事業者エリアを分けて公募されるのでしょうか。	今回のサウンディング結果を踏まえ、具体的な事業条件を設定したいと考えています。
18	営業日や営業時間について ・公園事務所の休業日の設定や営業時間の変更などは、市と協議の上、変更する事が可能でしょうか。	可能です。なお、現在の有料施設については、供用期間等を本市都市公園条例第19条及び別表第4に定めています。
19	利用料金の変更など ・市に相談の上、利用料金を（季節・時間帯などを含む）変更していただく事は可能でしょうか。	本市都市公園条例の改正により可能です。また、公募設置型管理制度による場合に現条例で定める額以上の使用料徴収が可能です。
20	施設の利用状況 ・利用者数のカウントはどのような方法で行うのでしょうか。	施設予約システムによる許可件数を集計しています。
21	ボランティア団体 ・当公園で活動されているボランティア団体の団体名と各構成員数、及び、活動内容をお教えください。 ・ボランティアの活動に対して現指定管理者が支援されている内容を教えてください。	活動を把握しているボランティア団体はありません。

<p>22</p>	<p>緑地の管理業務について</p> <p>①樹木・植物管理</p> <p>ア．樹木管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定を超える災害級の風雨で、大量の倒木等があった場合、市が伐採や搬出処理や原状回復の費用負担すると考えて宜しいですか。 ・来園者の安全確保のための「危険木」や「危険枝」などの調査や処理についての具体的な指針をお教え下さい。 <p>イ．花壇管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗の植替えや育苗を行うための苗圃がありますか。無い場合、苗圃の設置や可能区域を設置者はどのように考えますか。 <p>ウ．病虫害管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内での農薬散布などに関して規制や基準などがあればお教え下さい。 	<p>ア．樹木管理</p> <p>協定に基づき決定するものとしませんが、自然災害等については協議事項であると考えます。</p> <p>「危険木」や「危険枝」などの調査や処理については、定期的な巡視、点検を行うとともに適時枝の撤去や、伐採の措置を行っています。</p> <p>イ．花壇管理</p> <p>管理地において現在苗を育てることはしておりませんが、当該公園の魅力向上に寄与する新たな空間づくりの提案に期待したいと考えます。</p> <p>ウ．病虫害管理</p> <p>規制や規準はありませんが、病虫害の発生による植栽への影響や公園利用者等への被害を防止するため、飛散防止対策を徹底したうえでやむを得ず使用する場合があります。</p>
<p>23</p>	<p>駐車場に関して</p> <p>駐車場の有料化と利用料金制度への移行の可能性はありますか。</p>	<p>No. 4 と同じ</p>